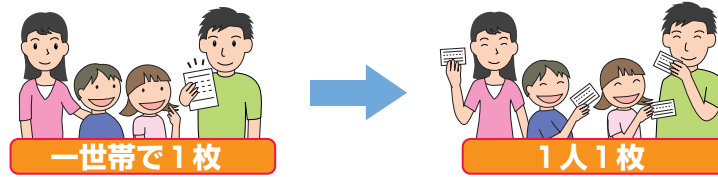


平成17年10月から 国保の保険証が1人1枚のカードになります

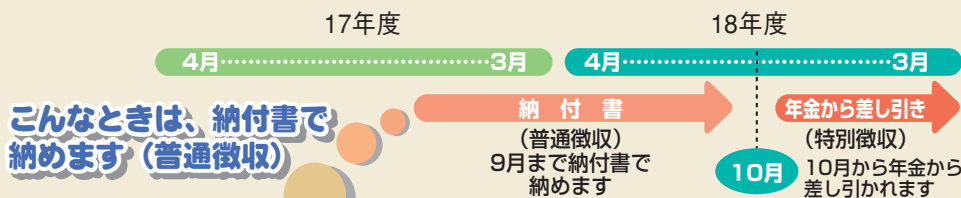


キャッシュカードや定期券と同じカードサイズとなります。



新しい保険証は、9月30日までに世帯主にまとめてお届けする予定です。
(不在または長期入院等の場合は、住民生活課医療保険班に)
9月20日までご連絡ください。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-4903(内線2144)



こんなときは、納付書で納めます(普通徴収)

- 17年度途中で65歳になった
- 17年度途中で年金の受給が始まった
- 17年度途中で大仙仙北郡外から転入した
- 保険料が減額になった

18年度9月までは納付書で納めます。原則として10月から、年金から差し引かれます。

※17年度の2月～3月に65歳になった方や老齢(退職)年金の受給が始まった方は、18年度10月からの特別徴収への切り替えに間に合わない場合があります。

- 保険料が増額になった

年金から差し引き + 増額分を納付書

- 年金が一時差し止めになった

翌年4月1日に年金を受給していれば、原則10月から年金から差し引き

- 年金の「現況届」を忘れずに!

年金が一時差し止めになる場合、社会保険庁へ「現況届※」の出し忘れが原因であることが多いので、忘れずに提出してください。

※現況届とは、年金を受給している方が引き続きその年金を受給する要件を満たしているか確認するものです。

(注) 差し引きの対象となるのは、年金受給額が年額18万円以上の場合です。また、老齢福祉年金・遺族年金・障害年金については差し引きの対象外ですので普通徴収となります。

65歳以上の方の介護保険料は特別徴収(年金からの差し引き)で納めていただいておりますが、次のような場合には普通徴収(納付書等で納付)となります。なお、普通徴収となった場合には、介護保険事務所からお知らせと納付書を送付します。

介護保険事務所 からのお知らせ

問い合わせ

介護保険事務所 保険管理班
役場(千畑庁舎)福祉保健課
☎0187-86-3911
☎84-4907(内線2165)

国民年金は20歳から！

新成人になられた皆さん、おめでとうございます。
 大人になるといろいろな権利をもつとともに、義務も発生します。
 その1つとして、日本国内に住所のある、20歳以上60歳未満のすべての人が国民年金に加入し、保険料を納めることになっています。

●国民年金にはこんな特徴があります！

- ◎国民年金は国が運営し、確実な将来の支えになります。
- ◎生涯受け取れて安心の終身保障です。
- ◎保険料は全額、社会保険料控除の対象となります。
- ◎「万が一」の場合に障害年金・遺族年金があります。
 (障害年金は、20歳前に発生した障害が原因で働けなくなってしまった方にも適用されます。)

●学生や経済的事情で保険料の納付が困難な場合は、次の制度をご利用ください。


| | 制度名 | 必要なもの |
|--------|----------------------|--|
| 学生の方 | 学生納付特例制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・印かん ・学生証または在学証明書 (いずれもコピー可) ・年金手帳 |
| 学生でない方 | 保険料免除制度 若年者納付猶予制度 | <ul style="list-style-type: none"> ・印かん ・年金手帳 |

※いずれも1年更新の制度ですので、手続きを忘れないようにしましょう。

～社会保険事務所からのお知らせ～

県内の社会保険事務所では、8月8日(月)～12日(金)までの5日間、年金相談受付時間を午後7時まで延長することになりました。

また、8月13日(土)には、県内の社会保険事務所で行う年金相談を実施します。受付時間は午前9時30分～午後4時までとなります。

 大曲社会保険事務所 ☎0187-63-2295、63-2299
 役場(千畑庁舎)住民生活課 戸籍年金班 ☎84-4903(内線2146)


老人保健の方が入院された際の医療費の減額制度について

住民税非課税世帯に該当する老人保健の方が入院された場合、医療費の自己負担額や入院時の食事代が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要となりますので、役場各庁舎の総合サービス課で交付申請の手続きをしてください。

なお、減額が適用されるのは申請日の属する月の初日からとなります。

また、現在「限度額認定証」をお持ちの方は、有効期限が7月31日(日)までとなっています。個別に通知はしませんので、8月以降も交付を希望される方は、新たに申請を行ってください。

<申請に必要なもの> ・印かん ・老人保健受給者証 ・健康保険証

 役場(千畑庁舎)住民生活課 医療保険班 ☎84-4903(内線2144、2147)